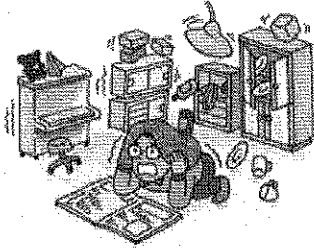


“自分の命は自分で守る” まずは身近なところから！ 地震に備えて家具固定をしましょう！



阪神・淡路大震災など大地震では、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになり、命を失ったり大ケガをしています。また、東日本大震災のような大津波から逃げるためにもまず揺れから身を守ることが大切です。日頃から家具の固定や配置の見直しで、安全な空間を作り、自分や家族の命を守りましょう。

- 【1. 対象者】 ご自分や家族では固定が出来ない世帯等
(詳しくは、裏面の補助対象世帯をご覧ください)
- 【2. 対象とする家具】
日常生活の中で常に使用している部屋の家具または寝室の家具で、3個を限度として無料で実施します。
- 【3. 作業者】 湖西市シルバー人材センターの方が行います。
- 【4. 申請方法】
窓口は、市役所 2階・危機管理課です。
申請書は、湖西市ウェブサイトからダウンロードしていただくか、市役所 2階危機管理課窓口にあります。
持ち物は、以下のものをお持ちください。
「印鑑(認め印可)」
「身体障害・療育・精神障害各手帳(手帳を交付されている方)」
「児童扶養手当証書(児童扶養手当を受給されている方)」

申込期間：令和元年5月～令和2年2月28日

注意！ 申請前にご確認ください。

1. 過去に市の家具固定推進事業を利用された方は、対象になりません。
2. 借家・アパート等の方は、申請前に家主の承諾を得てください。
3. 家具を固定する時は、立ち会ってください。
4. 作業者の車を停めるための駐車場、作業場所を確保してください。
5. 下見や固定作業の日程調整は、作業者優先で行います。

《お問い合わせ先・受付窓口》
湖西市危機管理課

湖西市吉美3268 電話576-4538

湖西市家具転倒防止事業 申請書

(宛先)湖西市長

〒

申請者 _____
 (住所)

_____ (氏名) 印

_____ (TEL)

湖西市家具転倒防止事業を利用したいので、次により申請します。
 なお、私の世帯にかかる住民基本台帳情報の調査を、世帯構成員の確認のため、承諾します。

※ ①～③に記入してください。

① 補 助 対 象 世 帯	<該当する世帯に○を記入してください>	
	1. 満65歳以上の者(前年度末)のみで構成されている世帯	
	2. 満65歳以上の者(前年度末)及び満18歳未満(前年度末)のみで構成されている世帯	
	3. 身体障害者手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯	
	4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯	
	5. 療育手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯	
	6. 児童扶養手当を受給している者を含んで構成されている世帯	
7. 自主防災会が推薦する世帯		
② 家屋の区分	1. 持ち家 2. 賃貸住宅 3. 公営住宅	
	I. 木造 II. 鉄筋コンクリート	
	持ち家でない方は、事前に家主又は管理会社等に承諾を得ること。	
③ 家具固定数	個 (3個まで)	

※注意点 下見・固定作業の日程につきましては、作業員優先で進めさせていただきます
 作業員の駐車場と作業場所の確保をお願いします。